



ビューローベリタス関西 3 事務所（大阪、神戸三ノ宮、山陽姫路）をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

– INDEX –

【トピックス】

- ◆ 建築確認検査申請書式変更について
- ◆ 電子申請における書面（紙）受付の廃止について
- ◆ こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行（6/30 までに契約締結分が対象）
- ◆ お客様満足度アンケートを 6 月中に開始予定
- ◆ 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.31 | 共同住宅 | 飲食店の耐火性能は階数と面積で検討するんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

＜国交省関連＞

- ◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布等について（技術的助言）

＜地域条例等＞

- ◆ 京都府/京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- ◆ 京都府/京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の改正について（通知）
- ◆ 京都府/確認申請事前調査報告書について
- ◆ 兵庫県/西宮市 中間検査（特定工程等）の指定について（令和 4 年 6 月 20 日以降）
- ◆ 関西以外の地域について

【関西 3 事務所からヒトコト】

- ◆ 営業担当 岡より

【インフォメーション】

- ◆ コラム - 屋外広告物の安全点検義務とは？／消防用設備点検とは？／防災管理点検とは？
- ◆ 学校施設の非構造部材耐震点検について
- ◆ 建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります
- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

■トピックス

建築確認検査申請書式変更について

建築確認検査申請書式「審査受付票」が 4 月 1 日より変更となりました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/ctc-info-service/form-download/bca-plan-review.html>

電子申請における書面（紙）受付の廃止について

ペーパーレス化推進の一環として、2022（令和 4）年 4 月 18 日より、建築確認検査の電子申請受付方法を変更します。

書面等の提出は「対面により本人確認をするべき事情」または「原本を確認する必要」がある場合に限定され、建築確認申請においてはこれらに該当する場合がなくなったため、電子ファイルと書面等の混在提出の受付を原則として廃止いたします。



→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220408.html>

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行（6/30 までに契約締結分が対象）

ビューローベリタスはこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務を 2022 年 4 月より開始しています。
「一定の省エネ基準を有する住宅」の新築については、令和 4 年 6 月末までに工事請負契約又は売買契約を締結したものに補助対象が限定されます。
「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書」は上記「一定の省エネ基準を有する住宅」の新築時に発行できる証書となります。ご注意ください。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/ctc-business/kodomo-mirai/>

お客様満足度アンケートを 6 月中に開始予定

皆さまにより良いサービスを提供するため、今年も 6 月中にお客様満足度アンケートの実施を予定しております。
アンケートにご協力いただいたお客様へ、ささやかですが謝礼品をご用意いたします。
詳細が決まり次第、お知らせいたします。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

建築知識のボン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.31 | 共同住宅 | 飲食店の耐火性能は階数と面積で検討するんだボン！

建築のプロに必要不可欠な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2022 年 6 月号（2022 年 5 月 20 日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/220520.html>

■最新情報（法令・地域条例）

国交省関連

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布等について（技術的助言）

国住指 第 1601 号 国住街 第 263 号 令和 4 年 3 月 31 日

国土交通省 住宅局 建築指導課長 国土交通省 住宅局 市街地建築課長

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 30 号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件の一部を改正する件」（令和 4 年国土交通省告示第 403 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 10 月 1 日に施行されます。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m220524>

地域条例等



●京都府/京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

京都府では、このたび令和 4 年 3 月 30 日に、京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部が改正されましたので、改正内容をご確認いただきご注意ください。内容は次のとおりです。

条例改正の概要

「膏薬辻子地区」に新たに地区計画が決定され、この地区計画の区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり制限を定めている。

(1)建築物の用途、敷地及び構造に関する制限

- ア 建築物の用途の制限
- イ 容積率の最高限度
- ウ 建築物の敷地面積の最低限度
- エ 建築物の壁面の位置の制限
- オ 建築物の高さの最高限度

(2)景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

膏薬辻子地区 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められる区域内における建築物及び工作物（屋外広告物以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。）の形態意匠は、当該地区整備計画において定められた形態意匠の制限に適合するものでなければならないとしている。

■施行期日 公布の日（令和 4 年 3 月 30 日）

詳しくは京都市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000295342.html>

お問い合わせ：都市計画局都市企画部都市計画課 TEL:075-222-3505

●京都府/京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例の改正について（通知）

京都市では、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例を改正されました。

1. 条例等の名称

京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（令和 4 年 3 月 30 日京都市条例第 70 号）

2. 主な改正内容

京都市下京区郭巨山町、矢田町及び新釜座町の区域内に存する細街路（以下「膏薬辻子」という。）について伝統的な建築様式による建築物及びその敷地が接する細街路により形成される町並みの景観を保全し及び継承するため、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例第 5 条に基づき歴史的細街路に指定することに伴い、敷地が膏薬辻子にのみ 2 メートル以上接する建築物の構造に関し、防火上必要な制限を付加しました。

3. 施行期日

令和 4 年 3 月 30 日

詳しくは京都市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000178461.html>

お問い合わせ：都市計画局建築指導部建築指導課 TEL:075-222-3620

●京都府/確認申請事前調査報告書について

京都市ではこのたび、建築確認申請の際に添付いただいている「確認申請事前調査報告書」が令和 4 年 4 月 1 日付けで変更になりました。

なお、変更後の様式につきましては、ウェブサイトでダウンロードできますのでご確認のうえご注意ください。（窓口でも配布しています。）



→申請から検査までの流れ <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000024798.html>

お問い合わせ：都市計画局建築指導部建築審査課 TEL:075-222-3616

●兵庫県/西宮市 中間検査（特定工程等）の指定について（令和 4 年 6 月 20 日以降）

西宮市では、令和 4 年 6 月 20 日より、従来の告示を「西宮市告示甲第 1205 号」に改め、特定工程及び特定工程後の工程を指定します。

令和 4 年 6 月 20 日以降に確認申請を提出される建築物については、こちらの規定に基づいて中間検査を実施してください。

※また、建築基準法の規定により階数が 3 以上である共同住宅についても、別に中間検査が義務付けられていますので、ご注意ください。

詳しくは宮西市ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kenchiku/kakuninshinseito/chukan.html>

お問い合わせ：建築指導課 TEL:0798-35-3707

関西以外の地域について

●神奈川県横浜市/令和 4 年 4 月 1 日付 法定様式改正に伴う注意事項について

令和 4 年 4 月 1 日に建築基準法施行規則の一部改正が施行され、法定様式の記載内容が一部変更されます。

- ・規則別記第 2 号様式「確認申請書（建築物）」第 4 面の【19.備考】欄に係る記載の際の注意事項追加
- ・規則別記第 19 号様式「完了検査申請書」第 4 面及び別記第 26 号様式「中間検査申請書」第 4 面の「備考」欄に係る記載上の注意事項追加
- ・規則別記第 3 号様式「建築計画概要書」第 2 面に「18.建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否」の欄追加

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：横浜市建築局建築指導課 関口・森山 TEL:045-671-4552

●東京都/東京都駐車場条例の改正について

東京都駐車場条例（昭和 33 年東京都条例第 77 号）の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 31 号）が令和 4 年 3 月 31 日付けで公布されました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：東京都都市整備局市街地建築部 建築企画課建築担当 水上・宮崎 TEL:03-5388-3343

●茨城県神栖市/神栖市地区計画条例公布及び施行予定日のお知らせ

茨城県神栖市の地区計画について下記のとおり条例化される予定です。

神栖市地区計画

- ・居切蒲地地区 地区計画（平成 10.6.15 告示済）
- ・新港地区 地区計画（平成 6.10.25 告示済）
- ・柳川地区 地区計画（平成 6.10.25 告示済）
- ・深芝豊田・昭田地区 地区計画（令和 4.7.1 告示予定）

条例公布：令和 4 年 3 月 24 日 条例施行予定日：令和 4 年 7 月 1 日

※過去に告示済の 3 つの地区計画についても、まとめて条例化されていますのでご留意のほどお願いいたします。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：茨城県土木部都市局建築指導課 企画グループ 横山 TEL:029-301-4716

●茨城県つくば市/つくば市用途地域の変更について

つくば市用途地域の変更について 3 月 31 日付で市決定告示が 4 件出されましたのでご連絡いたします。



- ・つくば市用途地域の変更について
- ・つくば市上河原崎・中西地区 地区計画の変更について
- ・つくば市吾妻第三地区 地区計画の変更について
- ・つくば市都市計画公園の変更について

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：茨城県土木部都市局建築指導課 企画グループ 清水 TEL:029-301-4716

●千葉県浦安市/浦安市都市計画防災街区整備地区計画の決定について

令和 4 年 3 月 25 日付で「浦安市都市計画防災街区 整備地区計画（堀江・猫実元町中央地区）」を新たに都市計画決定しましたので お知らせします。施行日（令和 4 年 3 月 25 日）以降、本地区で建物を建築する際は、行為に着手する日の 30 日前までに地区計画の届出を市に行う必要がありますので、ご留意いただくようお願いします。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：浦安市都市政策部都市計画課都市計画係 TEL:047-712-6542

●東京都目黒区/中高層建築物等に係る確認申請図書との照合手続き廃止に伴う取扱いの変更について

目黒区では、近隣関係住民等に配布した資料と確認申請図書との照合を行い、確認申請書の第一面に照合済みのスタンプが押印されていることをご確認のうえ、中高層建築物等の確認申請図書の受理をしておりました。

しかしながら手続きの見直しを検討した結果、照合手続きを廃止し、これに代わる措置として『近隣説明報告書』の受理時に『通知票』を交付することいたしました。

中高層建築物等の確認申請図書を受理されるときは、『通知票』をご確認のうえ受理して下さるようお願いいたします。

1. 照合手続き廃止日及び『通知票』交付開始日：令和 4 年 4 月 1 日（金）
2. 『通知票』の仕様：4 月 7 日（木）からになります。
3. 指定確認検査機関における『通知票』確認の時機：建築確認申請の本受付時
4. 『通知票』の確認方法：提示または写しの提出の方法により確認をお願いいたします。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：目黒区都市整備部都市計画課建築調整係 村井、鈴木 TEL:03-5722-9382

●神奈川県/令和 4 年度建築工事届の提出について

建築基準法第 15 条第 1 項の規定に基づき建築工事届について、受付を行っていただいております。

建築工事届に記載事項に不備がないよう、特定行政庁へ遅滞なく送付されるよう併せてお願いします。

なお、建築工事届の記載内容については、後日県から照会させていただく場合がありますのでその際の対応につきましてよろしくお願いいたします。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：神奈川県建築指導グループ 亀山 [TEL:045-210-1111](tel:045-210-1111)

MAIL:kensi.keuchiku@pref.kanagawa.lg.jp

●東京都板橋区/東京都建築安全条例第 7 条の 3 の規定による新たな防火規制区域の指定について

東京都建築安全条例第 7 条の 3 第 1 項に基づく区域指定について、新たな区域の指定を予定しております。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：板橋区まちづくり推進室まちづくり調整課 不燃化まちづくり係 出原・山崎 TEL:03-3579-2572

●千葉県市川市/市街化調整区域における都市計画法の適法性の確認について

令和 2 年に都市計画法施行令等が改正され、災害ハザードエリアにおける開発の許可が厳格化されました。これに伴い、市川市も都市計画法に基づき定めている『市川市都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例』を改正しました。これにより、市街化調整区域内における都市計画法第 34 条第 11 号（50 戸連たん） 都市計画法第 34



条第 12 号（分家等）による許可については、災害ハザードエリアでの開発行為・建築行為が原則不可となりました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：市川市街づくり部開発指導課 TEL:047-712-6331

●埼玉県新座市/新座都市計画の変更について

新座市では令和 4 年 7 月 1 日付で、用途地域、地区計画及びごみ焼却場の都市計画変更を予定しています。

・都市計画変更告示予定日：令和 4 年 7 月 1 日（金）

・都市計画変更の概要：(1)市道番号の改正に伴う変更 (2)大和田二・三丁目地区の変更

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：新座市まちづくり未来部建築審査課 TEL:048-477-4309

●埼玉県新座市/新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

新座市では、都市計画法に基づく「志木駅周辺地区 地区整備計画」及び「大和田二・三丁目地区 地区整備計画」の変更に伴い、この地区整備計画で定めた事項の一部に対して、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項に基づく条例による制限として定めるため、「新座市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の一部が改正されました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：新座市まちづくり未来部建築審査課 TEL:048-477-4309

●埼玉県新座市/防災用の備蓄倉庫を設ける建築物に関する報告について

新座市では、国土交通省住宅局長による技術的助言（平成 24 年 9 月 27 日付け国住指第 2315 号・国住街第 113 号）により、防災用の備蓄倉庫については床面積の一定の範囲内で容積率の算定の基礎となる延べ面積に算定しない規定の適用を受け建築される建築物について、台帳の整備により適用実態を適切に把握しているところです。つきましては、本規定の適用を受け建築される建築物については、完了検査報告書に利用者に見えやすい位置に当該倉庫である旨の表示がされていることが分かる資料（写真）を添えて報告をしていただきますようお願い申し上げます。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

お問い合わせ：新座市まちづくり未来部建築審査課 TEL:048-477-4309

●愛知県岡崎市/西三河都市計画用途地域、高度地区及び都市計画道路の変更について

令和 4 年 3 月 29 日付にて、都市計画変更の告示をしました。

詳しくはウェブサイトをご確認ください。

→西三河都市計画道路の変更について（3・2・209 号伝馬新線）

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1637/p033987.html>

→西三河都市計画道路の変更について（3・4・210 号柱町線）

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1637/p033471.html>

お問い合わせ：岡崎市 都市計画課企画調査 1 係 TEL:0564-23-6258

●広島県/災害危険区域が指定されました。

お問い合わせ：建築課 構造審査グループ TEL:082-513-4159

●広島市/土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等が指定されました。

詳しくは土砂災害ポータルひろしまウェブサイトをご確認ください。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

お問い合わせ：建築指導課 第二指導係 TEL:082-504-2288



■関西 3 事務所からヒトコト

営業担当 岡より

いつもお世話になっております。関西営業担当の岡です。

今年のゴールデンウィーク、私はひたすら家・車・庭・実家の掃除をしていました！綺麗だと、気持ちも落ち着いて、清々しい気持ちになりますよね。（自身の職場のデスクはそんなに綺麗ではないのですが・・・）

私が担当している大阪、神戸・姫路の各事務所も、いつも欠かさず清掃・消毒をしています！

これからもお客様に気持ちよくご来社・ご利用いただけるように、所員一同努めてまいりますので、なにかお困りの際は是非各事務所をご利用くださいませ。

また梅雨時期は特に、オンラインのご相談が便利です。是非、ビューローベリタスウェブサイトをご確認ください。

関西営業担当 岡 佳宏

■インフォメーション

コラム - 屋外広告物の安全点検義務とは？／消防用設備点検とは？／防災管理点検とは？

コラムを 3 本公開いたしました。

→屋外広告物の安全点検義務とは？ 検査項目や実施周期などについて詳しく解説

<https://www.buil-repo.com/column/220510.html>

→消防用設備点検とは？ 対象となる建物や実施周期、点検の流れなどについて解説

<https://www.buil-repo.com/column/220513.html>

→防災管理点検とは？ 法改正の内容も併せて基本情報を詳しく解説

<https://www.buil-repo.com/column/220517.html>

学校施設の非構造部材耐震点検について

非構造部材の耐震対策を一層推進するために、平成 27(2015)年 3 月に、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）が発行されています。

これまでの非構造部材耐震点検の取り組みと、研究結果や大震災以降の告示を踏まえ、地震時に非構造部材による被害が生じないよう、錆やひび割れなどの劣化状況や部材の取付工法の確認を行い、危険性を把握し、予防的対策に結び付けることが目的です。

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/school/>

建築設計事務所様からの定期報告（建築基準法 第 12 条）業務のご依頼を承ります

- ✓ 建物オーナー等の発注者から依頼を受けても忙しくてお断りしている
- ✓ 手に負えない規模や、遠方エリア案件がある
- ✓ 人員不足の中、外注化して定期報告ビジネスを拡大したい
- ✓ 外壁打診調査など関連サービス※1 のみを外注化したい

→詳しくはこちら <https://www.buil-repo.com/outsource/>

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、



現在は**年間 8,500 件（建築基準法 第 12 条 定期報告 7,800 件を含む、業界 No.1 実績*）**の検査を実施しております。* 当社調べ

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安全管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL 認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・リンク先等は 2022 年 5 月 20 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部

大阪事務所
神戸三ノ宮事務所
山陽姫路事務所

TEL:[06-6258-8231](tel:06-6258-8231)
TEL:[078-334-7252](tel:078-334-7252)
TEL:[079-287-3334](tel:079-287-3334)

FAX:06-6241-3075
FAX:078-334-7253
FAX:079-287-3335

MAIL:ctcbca.osa@bureauveritas.com

[Bureau Veritas Japan Portal](#) | [建築確認](#)

(C) 2022 Bureau Veritas Japan